

旧集配センターマネジメント統合後の統合局における三六協定締結内容について

1 三六協定締結時間数等

旧集配センターマネジメント統合後の統合局における三六協定締結内容は以下のとおり。

(1) 一般協定

【一般協定】

協定期間	1日の時間数	1か月			2週間※2		年間の時間数※1	平均時間数※4
		時間数※1	非番日労働	休日労働	時間数※1	休日労働		
2月	休日以外 4H (3H※3) 休日 12H (11H※3) 注) 休日の1日の時間数については労働時間の全ての時間	45H	2日	2日	35H	1日	360H	2~6か月平均80H (休日労働含む)
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								

※1 非番日の労働時間数を含み休日の労働時間数を除く。

※2 2週間を一定期間とする協定は、「自動車を運転する業務」に従事する社員のみ適用。

※3 窓口社員、渉外社員における運用上の上限。

※4 特別条項の適用有無に関わらず、非番日及び休日の労働時間数を含んだ各 2~6 か月平均で、1 か月あたりの時間外労働の上限時間数。

《非番日・休日労働の日数の運用方法》

＜郵便関係社員＞

	締結時間 (12・1月期以外の各2か月)	締結時間 (12・1月期)
非番日労働	2日	3日
休日労働	3日	4日

※目安時間数は、1か月で非番日労働2日・休日労働2日（12月は3日）であるが、2か月で各4日（12月・1月の休日は5日）の勤務は不可。

※単月で非番日2日・週休2日（12月は3日）も超えることはできない。

＜窓口・渉外社員＞

窓口・渉外社員の非番日・休日労働の日数については、下表の2018年度の2か月の締結期間の日数（非番日労働2日、休日労働2日）の範囲内で運用。

	各2か月 (通年)
非番日労働回数	2日
休日労働日数	2日

※目安時間数は、1か月で非番日労働2日・休日労働2日であるが、上記の運用により、2か月で各4日の勤務は不可。

(例)4月に非番日2日、休日2日勤務した場合、5月はいずれも勤務できない。

(2) 特別条項

協定期間	1日の時間数	1か月			2週間※2		年間の時間数※3	平均時間数※5
		時間数※1	非番日労働	休日労働	時間数※3	休日労働		
2月	休日以外 5H 休日 13H 注) 休日の1日の時間数については労働時間の全ての時間	80H (休日労働含む)			40H		480H	2~6か月平均 80H (休日労働含む)
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月	99H (80H※4) (休日労働含む)							
1月	80H (休日労働含む)							

※1 非番日の労働時間数及び休日の労働時間数を含む。

※2 2週間を一定期間とする協定は、「自動車を運転する業務」に従事する社員のみ適用。

※3 非番日の労働時間数を含み休日の労働時間数を除く。

※4 窓口社員、渉外社員における運用上の上限。

※5 特別条項の適用有無に関わらず、非番日及び休日の労働時間数を含んだ各2~6か月平均で、1か月あたりの時間外労働の上限時間数。

2 時間外労働又は休日労働させる必要のある具体的事由等

(1) 一般協定項目

- ① 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- ② 営業上必要なとき
- ③ 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- ④ 会社のシステム、施設等の障害により業務を処理するため必要なとき
- ⑤ 輸送機関の遅延により業務を処理するため必要なとき
- ⑥ 災害等のため臨時の必要があるとき
- ⑦ 人員の繰り合わせ上必要なとき
- ⑧ 担当業務の性格上代替者がいないとき
- ⑨ 各種会議、研究会、研修、訓練、調査、試験及び検査等の場合で必要なとき
- ⑩ その他緊急に処理する業務のため必要なとき

(2) 特別条項項目

- ① 重大事故の発生に伴う調査等
- ② 風雪水害の翌日以降の郵便物等の配達対応

- ③ 選挙関係郵便物の処理
- ④ システム又は機器等の故障・障害に伴う復旧作業
- ⑤ 犯罪等に関するコンプライアンス室等又は警察との対応
- ⑥ 災害発生時の「非常取扱」の実施その他必要な対応
- ⑦ お客さま対応（管理社員又は非組合員の社員が対応可能な場合を除く。）
- ⑧ 業務上の交通事故に伴う現場検証その他の対応
- ⑨ 重度の交通障害
- ⑩ 感染症流行時の業務運行確保
- ⑪ 人事、労務及び部長等の代行業務の繁忙業務（当該事務に従事する社員に限る）
- ⑫ 夏期繁忙、年末年始繁忙及び年度末繁忙に伴う対応（夏期繁忙は9月期及び1年、年末年始繁忙は12・1月期及び1年、年度末繁忙は2・3月期及び1年に限る。）
- ⑬ 大規模な新型コロナウイルス感染症関連施策関係郵便物又は荷物の処理
- ⑭ 郵便制度改正移行期の業務運行確保（1～3月に限る）

注 1) 特別条項項目②について、交通障害が生ずる大雪が降った際に、通常郵便物やゆうパック等（以下、郵便物等）の滞留解消を目的として適用することを目的としており、適用要件として以下の項目全てに該当する場合とします。

① 除雪の遅れ等により、バイク等の機動車が配達区の道路を走行できず、一定の期間郵便物が滞留していること。

② 協定期間中に日々の超過勤務又は日曜日配達により、郵便物等の滞留解消を目的とすること。

注 2) 特別条項項目⑬について、新型コロナウイルス感染症流行の長期化に伴い、今後も国や各自治体の独自施策（プレミアム商品券の全戸配布等）により、一時的・臨時的に業務量が大幅に増加する可能性がある。これら郵便物又は荷物の対応にあたっては、具体的な実施内容や実施期間、規模等について、あらかじめ国や地方自治体等からの情報収集に努め、郵便局から地方自治体等へ差出日・差出回数の分割を依頼する等、必要な措置を講ずるべきものであって、その全てが一律的に特別条項の適用対象となるものではないが、国や地方自治体等が主導する大規模施策であり、想定を超える大幅な業務量の増加により、要員配置の見直しや管理者応援等を行ってもなお業務運行確保が困難となる可能性があることから、真に必要な場合に限り適用を可能とするもの。

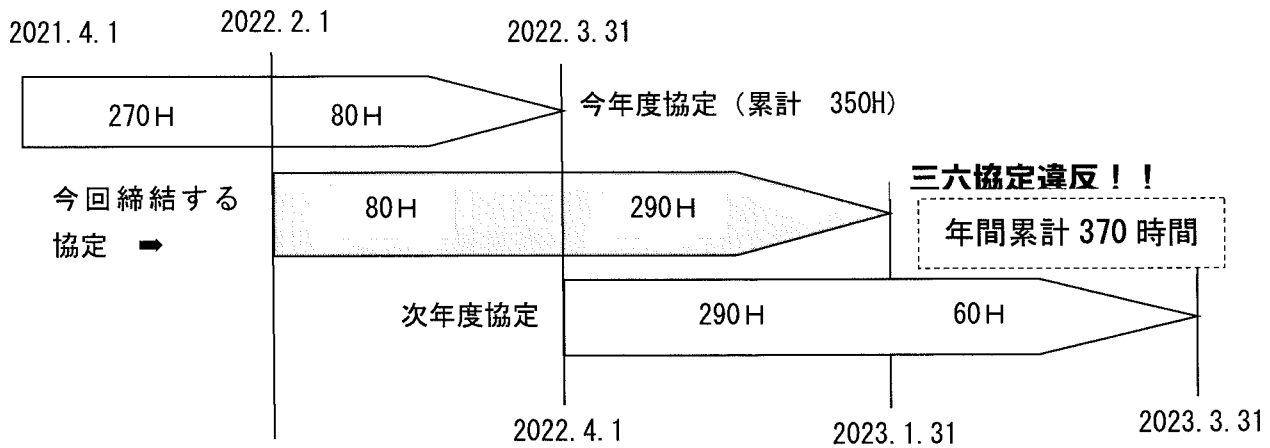
注 3) 特別条項項目⑭について、2021年10月に実施される郵便制度改正に伴うサービスの見直し対応については、業務量の変化等を見据え準備には万全を期した上で計画的に実施するものの、大規模な変更・見直しとなるため、個局において想定外の事態も起こり得ることから、2021年度に限り、特別条項項目として追加するもの。なお、適用可能時期は、深夜帯から昼間帯へのリソースシフト対応を行う1～3月に限るほか、単に当該期間中の業務であることだけでは適用することはできず、例外中の例外の事例についてやむを得ず適用するという特別条項適用の基本的な考え方にに基づき、真に必要な場合に限り適用を可能とするもの。

【三六協定締結の際、併せて上記 3 点を過半数労働組合支部（過半数労働組合がない場合は「社員代表」）に説明する。】

3 注意事項

1年協定については、今回締結する2022年2月1日～2023年1月31日までと、2021年度に新たに締結する2022年4月1日～2023年3月31日まで、二つの協定が重複する期間があるため、三六協定違反が起きないように十分に社員周知及び指導の徹底を行う。（下記図を参照）

《 1年間の協定 》



【解説】1年を一定期間とする三六協定は、「2022年2月から2023年1月まで」となる。また、2022年度三六協定は、「2022年4月から2023年3月まで」を一定の期間として別に締結する。したがって一部の期間において、三六協定を二重管理する期間が生じる。

4 締結方法等

旧集配センターのマネジメント統合に伴い、支部交渉事項は①三六協定の締結、②服務表の改正の2点と社員就業規則の制定であるため、事前に支部窓口で内容について整理を行い、団体交渉日に円滑な調印等ができるよう調整を行う。